

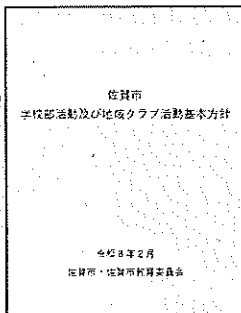


1 佐賀市学校部活動及び地域クラブ活動基本方針

の運用が始まりました。

国が学校部活動及び地域クラブ活動の方針(ガイドライン)を昨年12月に示しました。

佐賀市は、国の動きをふまえつつ、佐賀市部活動地域展開会議や検討部会での議論や検討を経て、今年2月に基本方針を策定し、4月から動き始めました。記載している内容は次の通りです。



★佐賀市部活動地域展開の基本的な考え方・方向性

1 佐賀市部活動地域展開の 基本理念

「健全で 持続可能な「教育環境」「文化・スポーツ環境」を創造する」

2 改革の方向性

令和8年度から
令和10年度 …

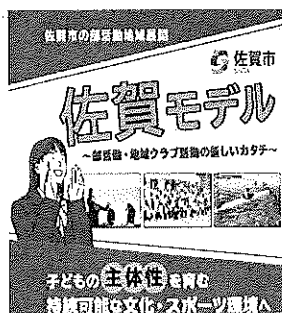
学校部活動は、教職員の勤務時間内での実施を基本とする運営へと段階的に移行していく。生徒が自分に合った活動を主体的に選べるよう、地域クラブ活動の創設や充実を図る。

令和11年度から
令和13年度 …

学校部活動は、原則として教職員の勤務時間内で実施する。ただし、国の制度改正や学習指導要領の改訂等の動向を注視しつつ、必要な見直しを行う。

★学校部活動の在り方・地域クラブ活動の在り方

適切な活動時間・休養日の設定 (以下の内容は部活動・クラブ共通です)



◎ **休養日** 学校の学期中において、週当たり2日以上以上の休養日を設定する。この場合、原則として、平日に1日、土曜日及び日曜日のいずれか1日以上を休養日とする。また、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

◎ **活動時間** 1日の活動時間は、長とも平日では2時間以内、学校の休業日(学期中の週末を含む。)においては原則として3時間以内とし、できるだけ短時間で、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

週当たりの活動時間については、「8時間程度」を目安とし、過度に逸脱しない範囲で、活動の目的や実態に応じた柔軟な運用を認める。

※ 生徒が、学校部活動と認定地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の認定地域クラブ活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を8時間程度の範囲内とする。

佐賀市HP
部活動改革ページ



<https://www.city.saga.lg.jp/kosodate-kyoiku/mokuteki/4/4/6/154.html>

佐賀市学校部活動及
び地域クラブ基本方針



<https://www.city.saga.lg.jp/material/files/group/65/p1ji6ukhqn8041j1rc9upq1f3a4.pdf>

佐賀市認定地域クラブ活
動の認定に関する要綱

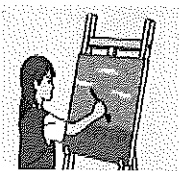


<https://www.city.saga.lg.jp/material/files/group/65/p1ji6un13v1c3r1lm518l81fo78ki5.pdf>

2 佐賀市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

佐賀市では、地域クラブ活動のうち、一定の要件を満たし、中学生の活動機会の確保や健やかな成長を支える観点から適切であると認められるものを、佐賀市認定地域クラブ活動（以下「認定地域クラブ活動」という）として位置付け、令和8年4月より認定申請を受け付けています。

認定地域クラブ活動は、地域(保護者)が主体となって運営される活動であり、学校部活動の教育的意義等を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な活動になります。(認定に係る要件、手続等必要な事項は 表面のQRコードから)



地域クラブ
民間クラブ
総合型地域スポーツクラブ
その他新設クラブなど

申請し、
要件を満たせば

佐賀市認定地域クラブ活動

将来にわたって生徒が継続的に
スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実

要件について主なものを紹介します。実際には大きい7項目とそれに付随する22細目があります。

主な認定に係る要件7項目は次の通りです。

- ① 生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
→ 佐賀市に居住する生徒を主な対象とした活動であり、競技力強化等の観点から選抜をしない
- ② 適切な活動時間や休養日の設定
→ 佐賀市学校部活動及び地域クラブ活動基本方針の内容に準ずる活動であること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費の設定
→ 可能な限り低廉な参加費の設定
- ④ 適切な指導の実施体制が確保
→ 指導者は佐賀県や佐賀市が定める研修を必ず受講、複数の大人での指導・見守りを行うこと
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保 → 事前の危機管理確保、保険加入必須
- ⑥ 適切な運営体制が確保 → 適切な規約(会則)、適切な会計管理
- ⑦ 学校等との連携 → 活動する生徒が所属する学校等との連携



申請に必要な書類

- | | |
|------------------|---------------------------------------|
| ①誓約書兼申請書 | 佐賀市様式
(ホームページに準備しています) |
| ②誓約書兼申請書の別紙 | |
| ③認定要件確認書 | |
| <hr/> | |
| ④団体の規約 | 佐賀市以外の様式
(団体で使用されている
もので構いません。) |
| ⑤団体名簿(役員、指導者、会員) | |
| ⑥活動計画書 | |
| ⑦収支計画書 | |



佐賀市HP
部活動改革ページ



<https://www.city.saga.lg.jp/kosodat-e-kyoiku/mokuteki/4/4/6/154.html>